平成２２年（フ）第７７０号
岡山市南区浦安西町50番地20
破産者　株式会社友樹開発
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０号
福岡県行橋市行事４丁目１番１号
破産者　三和ホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
静岡県焼津市浜当目1375番地の２
破産者　株式会社すぎもと
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４号
静岡県御前崎市御前崎4802番地の１
破産者　有限会社オノダ設備
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９号
栃木県那須塩原市東栄２丁目10番31号　みのり台ハイツ104号
破産者　松岡　恵子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３４７号
さいたま市南区別所６丁目17番８号401
破産者　マルク自動車販売株式会社
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８８号
川崎市多摩区菅１丁目２番36号
破産者　有限会社ひらさわ
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３２号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地
破産者　有限会社アンコリーコーポレーション
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９６５１号
大阪府豊中市緑丘４丁目11番５号
破産者　株式会社万葉
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１３０号
大阪府寝屋川市仁和寺本町２丁目18番１号
破産者　有限会社信幸テック
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２０９号
大阪市都島区中野町２丁目15番28号ミッドガルド倉本112号
破産者　有限会社テクノブック
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５７８号
大阪市住吉区長居東４丁目18番12号
破産者　有限会社東和企画
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９３３号
大阪市鶴見区放出東１丁目５番４号
破産者　旭栄工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２０３号
大阪府池田市石橋１丁目10番19号
破産者　株式会社アイ・エフ
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―427号、商業登記簿上の本店所在地大阪府和泉市緑ケ丘２丁目７番10号
破産者　有限会社大手ブレーン関西
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
兵庫県姫路市野里590番地の１
破産者　有限会社田中屋
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８２号
兵庫県姫路市花田町小川1029番地
破産者　有限会社姫路架装
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１９１号
沖縄県糸満市字真栄里2008番地１
破産者　株式会社大松建設
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４９号
東京都三鷹市大沢１丁目17番16号
破産者　有限会社大栄工務店
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７００号
相模原市南区相模台３丁目11番８号
破産者　株式会社アマルシステム
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２９号
兵庫県丹波市山南町金屋375番地の２
破産者　森長建設株式会社
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
和歌山市岩橋1203番地の８
破産者　有限会社ファインコート
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４１号
愛媛県大洲市八多喜町甲1356番地５
破産者　大洋建設株式会社
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部